

再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定であった公示済み案件のうち、再公示が必要となった案件について、再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

2013年5月20日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 ヶ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者心札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

再公示：次の案件については、4月3日に公示しましたが、契約交渉相手方を選定できなかったため再公示いたします。

番号：再公示 1 国名：パキスタン 担当：地球環境部
案件名：ファイサラバード市送水施設改善計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年7月中旬～2014年7月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における上水道施設設計に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月22日から2013年5月24日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月22日から2013年5月27日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年6月7日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：6月下旬

(5) 契約交渉：6月下旬～7月上旬

5 業務の目的

【背景】

人口176.7百万人(2011年、世界銀行)、一人当たりGNI 1,120米ドル(同)、面積79.6万平方kmを有するパキスタン国(以下、「パ」国)では上水道普及率が66%(2005年)とされているが、都市部(85%、中期開発フレームワーク(MTDF)(2005年))と村落部(55%、同)、地域によって大きな隔たりが存在する。「パ」国政府はこれらの問題に対応すべく、2009年に国家飲料水政策(National Drinking Water Policy)を策定し、2025年までに国民に安全な飲料水を提供することを目標に掲げている。

ファイサラバード市は「パ」国第3の都市(人口約3.1百万人)であり、さらに近年の繊維産業を中心とした工業の新興により人口増加率が3.7%と「パ」国都市部の人口増加率(2.7%)より高い。同市においては、約2,400人の職員からなるファイサラバード上下水道公社(ファイサラバードWASA)が水道事業の運営を担っており、354千m³/日の配水量により同市人口の約50%にあたる1.55百万人に給水している。水源は約98%を地下水に依存しており、水源水質が良好であることから浄水を行わず、塩素注入のみを行っている。これまで主に1992年にアジア開発銀行の支援によりチェナブ水源における井戸群の建設(225千m³/日)、2012年に我が国の無償資金協力「ファイサラバード上水道整備計画」及び「ファイサラバード上水道拡充計画」によりジャン用水路沿いの井戸群の建設(91千m³/日)、さらに、フランス政府の融資(2010-2015年)で浄水場(50千m³/日)と井戸群(23千m³/日)の建設計画を進める等、ファイサラバードWASA独自の増強事業に加え、ドナーの支援を受けて水源開発を進めてきている。しかしながら、2017年の水需要予測である765千m³/日に対する水源量は約60%に留まるなど、人口増加に伴う水需要増をまかなうことができない見込みである。加えて、地下水の過剰な揚水は、井戸周辺の地下水位低下を引き起こし、農業用灌漑井戸が影響を受けるなど地域農業社会に大きなインパクトを与えており、新規の地下水源開発は容易ではない。

一方で、ADBの支援により整備された容量46千m³の最終配水池においては、配水池低水位よりも送水ポンプ設置位置が4m以上高いことから吸込み揚程が大きくなり、配水池下半分の貯留分を送水しようとするときキャビテーションが発生するという設計上の問題があることから、実質半量の23千m³しか使用できていない。

また、地域による水圧不足、老朽化した配管施設による漏水、水源や配水池容量の制約による1日12時間の時間給水(2012年)等、サービスが劣悪であることや、一般家庭には水道メーターが設置されておらず、敷地面積に基づく定額制を採用した水道料金設定となっていること、さらに水道料金の値上げが州政府の承認事項となっており、政治的な配慮から2006年以降上げられていないこと、等により、水道料金(4.22ルピー/m³(2010年))が低く抑えられている。加えて、料金徴収率が51%(2010年、Water and Sanitation Program(WSP) Benchmarking Indicator)と低いこと等が原因でコストリカバリーが達成できず、州政府からの補助金に依存しながらも赤字解消ができていない等、水道事業の経営状況は健全ではない。

水源水量の約55%を依存するチェナブ水源を水源とした基幹水道施設は、既に整備後20年が経過して老朽化が進んでおり、エネルギー消費に伴うコストを押し上げている。特に、中継ポンプ場の増圧ポンプと最終配水池のポンプを効率の良いポンプに更新すれば、維持管理費の約40%を占める電力料金(年間約3億ルピー)を約25%削減できるとの

試算がなされている。このことからこれらの設備更新を行い、老朽化の解消による施設の運転を安定化し、エネルギー消費の効率化による送水コストの削減を行い、経営状況を改善することが緊急の課題となっており、ポンプ更新にかかる我が国の無償資金協力の要請がなされた。

本調査は、同要請を受け、概略設計と概略事業費の積算を行うものである。

【要請内容】

- 1) 施設・機材：増圧ポンプ(27.2m³/min×3台、51.0m³/min×4台)、送水ポンプ(27.2m³/min×3台、37.70m³/min×7台)、発電機(700kVA、3.3kV×3台、1,000kVA、3.3kV×4台)、附帯工事(場内配管、操作パネル、流量計、配水池及びポンプ棟の改修)
- 2) ソフトコンポーネント：初期操作指導、運転・維持管理指導等

【環境カテゴリ】

C

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されたため。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域
ファイサラバード市
- (2) 相手国関係機関
ファイサラバード上下水道公社
- (3) 業務内容
 - ア プロジェクトの背景、目的、内容の確認
 - イ 先方の上位計画、事業計画、本プロジェクトの位置付けの確認
 - ウ 過去の類似案件及び他開発パートナーの援助動向の確認
 - エ プロジェクト実施及び運営・維持管理体制の検討
 - オ 既存井戸調査(文献及び実施機関からデータを入手)
 - カ 地下水賦存量の評価
 - キ サイト状況調査(既存ポンプ活用時の最終配水池の機能発現状況及び漏水状況、等)
 - ク 調達事情調査(現地調達、第三国調達、サブコン等)
 - ケ 施工計画調査(関連法規等)
 - コ 先方負担事項(免税手続き、維持管理費負担等)に係る検討
 - サ プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集
 - シ プロジェクト内容の計画策定、概略設計
 - ス プロジェクトの対象施設及び機材の維持管理計画策定及び留意事項の提言、技術協力プロジェクトとの連携に係る検討
 - セ プロジェクトの概略事業費の積算
 - ソ 開発パートナー間の事業費等の比較
 - タ プロジェクトの評価

7 成果品等

- (1) 業務計画書 (2013年 7月下旬)
- (2) インセプションレポート (2013年 8月中旬)
- (3) 現地調査結果概要 (2013年 10月上旬)
- (4) 協力準備調査報告書案 (2014年 1月下旬)
- (5) 概要資料 (2014年 6月上旬)
- (6) 概略事業積算内訳書 (2014年 6月中旬)
- (7) 協力準備調査報告書 (2014年 7月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任 / 上水道計画 / 機械設備 (評価対象予定者)
- (2) 電気設備 (評価対象予定者)
- (3) 地下水管理
- (4) 施設計画・設計 (評価対象予定者)
- (5) 施工・調達計画 / 積算

9 特記事項

- (1) 本件受注コンサルタント(JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。)は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない)予定です。
- (2) 共同企業体の結成を認める予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。